資料１－２

（内閣府）障害者基本計画（第４次）（案）の県障害者計画（案）への反映について

平成２９年１０月２０日及び１２月２２日に公表された「障害者基本計画（第４次）（案）」へ位置付けられた新たな取り組みについて、庁内関係課へ検討を依頼し、得た回答を踏まえ、以下のとおり県計画（案）を整理した。

なお、今回整理した取り組み以外は県計画（案）への書込みなど整理済となっている。

１入所施設等から地域生活への移行の推進に関するもの

〇資料１の P45[8-(2)-1]

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を運用し、経済的自立を支援する。また、受給資格を有する障害者が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組む。さらに、年金生活者支援給付金制度の着実な実施により所得保障の充実を図るとともに、障害者の所得状況を定期的に把握する。

→県計画（案）に記載済（資料４のＰ９の③）

８様々な視点から取り組むべき事項に関するもの

〇資料１の P24［3-(1)-10］

各地方公共団体における平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の情報提供を行う。

→県計画（案）に記載済（資料６のＰ２６の④）

〇資料１のP40[6-(5)-5]

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施推進するため、難病相談支援センターを中心とし、難病診療連携拠点病院、地方公共団体等の様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行う。

→県計画（案）に記載済（資料６のＰ１０の⑥）

〇資料１のP52　9-(4)-1

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。

→平成３０年度国の新規事業なので、現段階では県計画（案）に記載することが出来ない。

〇資料１のP52　9-(4)-2

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

→特別支援学校での実施は、現段階では予定していないため、現段階では県計画（案）に記載することができない。

〇資料の１P53　9-(4)-4

公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。

→県立図書館について、県計画（案）に記載済（資料６のＰ１６の⑬）

その他は関係課へ検討を依頼し、検討中。２月８日開催の本部会までに整理。